

山口市市民農園開設促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、市民農園整備促進法、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び都市農地の賃借の円滑化に関する法律の規定に基づき、自己所有農地等において市民農園を開設し、広く市民の利用に供しようとする者に対し、その開設に係る初期負担への助成を行うことにより、市民農園の開設を促進し、農業・地元農産物に対する理解の増進や市内に点在する遊休農地の解消を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

本事業の実施主体(以下「事業主体」という。)は、山口市に住所を有する者で、市内の自己所有農地等において、別表の採択基準を満たす市民農園を新たに開設する者とする。

第3 事業内容

事業主体は、第4の1又は2により認定を受けた山口市市民農園開設促進事業実施計画(別記第1号様式。以下「事業実施計画」という。)に基づき、市民農園の開設に必要な整備を行うものとする。

第4 事業の実施手続

1 事業実施計画の認定

事業主体は、事業実施計画を作成し、これを山口市市民農園開設促進事業実施計画認定申請書(別記第2号様式)に添えて市長に提出し、その認定を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更

1の認定を受けた者(以下「認定開設者」という。)は、当該認定に係る事業実施計画を変更しようとするときは、山口市市民農園開設促進事業実施計画変更認定申請書(別記第3号様式)及び事業実施計画に関係書類を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。

第5 報告

認定開設者は、事業に係る条件整備を完了したときは、速やかに山口市市民農園開設促進事業実績報告書(別記第4号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第6 廃止

認定開設者は、本事業により補助金の交付を受けて設置した市民農園を廃止しようとするときは、山口市市民農園廃止届(別記第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

第7 指導推進体制

市長は、本事業を円滑かつ適正に推進するため、山口市農業委員会及び農業協同組合の協力を得て、本事業の実施についての指導援助に当たるものとする。

第8 助成措置

市長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、毎年度予算の範囲内において、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付要綱(平成17年10月1日制定)により、定額を助成するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表

採 択 基 準	
事 項	内 容
1 農地に関する事項	<p>(1) 市民農園に供する農地の位置、規模、周辺の状況等からみて、市民農園の開設及びその円滑な運営が見込まれること。</p> <p>(2) 周辺の農用地の農業上の利用に支障を及ぼさないと認められること。</p> <p>(3) 開設から 3 年以上継続して市民の利用に供することができること。</p> <p>(4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の関係法令上支障なく市民農園として供することができること。</p>
2 整備に関する事項	<p>(1) 1 区画の面積は 30 平方メートルを標準とし、区画数が概ね 15 区画以上であること。</p> <p>(2) 標識杭・ロープ等により区画の境界を明らかにし、また、各区画に通じる通路を設ける等、利用者が容易に農作業を行うことができるよう整備すること。</p> <p>(3) 本事業により設置した市民農園であることを表示する看板（市供与）を設置すること。</p>
3 運営に関する事項	市民農園の管理運営については事業主体が責任をもって行うこと。（利用者への栽培・管理指導等）
4 利用者に関する事項	事業実施期間内における市民農園の利用者の募集、あっせんは市長に委任すること。

別記第1号様式

山口市市民農園開設促進事業実施計画

1 市民農園・地域の概況

市民農園名			
開設予定地		現況 地目	
整備時期	年 月 日～ 年 月 日（予定）		
開園予定時期	年 月 日		
都市計画・農業振興地域 整備計画上の区分	用途区域・農用地区域・農用地区域外	（注）該当する区域に ○を付けること。	

2 整備・運営方針等

市民農園の整備方針	（土地基盤整備の実施の有無等を記入すること。）
管理・運営方針	（整備後の管理・運営方針を記入すること。）
その他	・給水施設の有無 （ 有 無 ）
	・駐車場の有無 （ 有 無 ）
	・トイレの有無 （ 有 無 ）
	・貸農具の有無 （ 有 無 ）
	推奨作物、農園に関してPRすること等があれば記入すること。

3 整備内容等

市民農園の開設面積	m ²		
区画数、1区画当たりの 面積及び希望利用料	区画	m ² 年額	円/区画
	区画	m ² 年額	円/区画
	区画	m ² 年額	円/区画

別記第 2 号様式

山口市市民農園開設促進事業実施計画認定申請書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
(電話番号)

年度において、山口市市民農園開設促進事業を実施したいので、山口市市民農園開設促進事業実施要領第 4 の 1 に基づき、関係書類を添えて申請します。

(注) 当申請にかかる添付すべき書類は次に掲げるものとする。

- (1)山口市市民農園開設促進事業実施計画 (別記第 1 号様式)
- (2)市民農園 設置予定地位置図
- (3)市民農園 設計図
- (4)市民農園 設置予定地現況写真
- (5)その他市長が必要であると認める書類

別記第 3 号様式

山口市市民農園開設促進事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった山口市市民農園開設促進事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、山口市市民農園開設促進事業実施要領第 4 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更箇所

3. 添付書類

(1)山口市市民農園開設促進事業実施計画（別記第 1 号様式）

(2)変更に係る書類

注：山口市市民農園開設促進事業実施計画認定申請書（別記第 2 号様式）に添付した書類のうち、内容に変更があるものについて提出すること。

山口市市民農園開設促進事業実績報告書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
(電話番号)

山口市市民農園開設促進事業実施要領第 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 経過

事業実施計画認定年月日	年 月 日
事業実施計画変更認定年月日	年 月 日
事業に係る条件整備完了年月日	年 月 日
供用開始可能年月日	年 月 日

2. 整備実績

市民農園名	
市民農園開設所在地	
市民農園の開設面積	m ²
区画数、1区画当たりの面積	区画 m ² 区画 m ²
整備の内容	(本事業により実施した土地基盤整備等について、記入すること。)

3. 添付書類

- (1) 山口市市民農園開設促進事業実施計画 (別記第 1 号様式)
- (2) 市民農園の位置図
- (3) 市民農園の完成図 (区画の配置等が分かるもの)
- (4) 完成した市民農園の写真
- (5) その他市長が必要であると認める書類

別記第 5 号様式

山口市市民農園廃止届

年 月 日

山口市長 様

申出者 住所
氏名
(電話番号)

山口市市民農園を廃止するので、山口市市民農園開設促進事業実施要領第 6 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 市民農園の用に供している土地

市民農園名	所在地	面積 (㎡)

2 閉園時期

年 月 日閉園

3 閉園の理由